

◆目次

1. 趣旨

- Q1-1: グローバルサイエンスキャンパス(GSC)、ジュニアドクター育成塾との違いは何ですか。 4
- Q1-2: 令和5年度企画提案募集からの変更点は何ですか。 4

2. 企画応募

- Q2-1: 児童生徒対象の人材育成を目的とした補助金や委託金を受ける予定ですが、次世代科学技術チャレンジプログラムへの応募は可能ですか。 4
- Q2-2: 他機関と連携する場合、共同機関とする必要がありますか。 4
- Q2-3: 企画実施期間の途中で、企画提案書に記載した予算額を変更することは可能ですか。 4
- Q2-4: 募集要項に「小中高型のみ、各年度における支援金額の上限を超えた金額を計上して提案することができる」とありますが、具体的にいくらまで計上できますか。 5
- Q2-5: 一つの機関が、ある企画の「実施機関」と他の企画の「連携機関」を兼ねるなど、二つの企画に参画することは可能ですか。 5
- Q2-6: 一つの機関が、複数の企画の「共同機関」として応募することはできますか。 5
- Q2-7: 育成プログラムを提供している企業等が応募することは可能ですか。 5
- Q2-8: 所属機関において実施している研究倫理教育プログラムの内容に要件はありますか。 5
- Q2-9: 「ジュニアドクター育成塾」「GSC」の令和6年度実施機関が小中高型に応募する場合、実施中のプログラムを終了しなければいけませんか。 5
- Q2-10: 小中高型に採択され、令和6年度に実施中の「GSC」「ジュニアドクター育成塾」を終了する場合、既に受け入れている受講生はどう扱えばいいですか。 6
- Q2-11: 令和6年度に本事業の「小中型」に採択された場合、令和7年度に「高校型」もしくは「小中高型」に応募することはできますか。 6

3. 受講生の募集・選抜

- Q3-1: すべての応募者を「分け隔てなく扱い選抜する」とは、どのようなことですか。 6
- Q3-2: 初年度においても、40名程度の規模の受講生の募集が必要ですか。 6
- Q3-3: 支援期間5年間で、累計200名より多くの受講生を受け入れることは可能ですか。 7
- Q3-4: 同一年度に2回以上の受講生募集を行うことは可能ですか。 7
- Q3-5: 一次選抜にあたって、書面や面接での審査だけでなく、応募者に講義・実習等を実施したうえで選抜することは可能ですか。 7
- Q3-6: 受講生を募集する際に、対象とする児童生徒の学校段階を限定することはできますか。 7
- Q3-7: 第二段階に進めなかった受講生が、再び第一段階の活動を行うことはできますか。 7
- Q3-8: 他の実施機関の企画に参加している受講生を、新たに受講生とすることはできますか。 8
- Q3-9: 他の実施機関に所属実績のあった受講生を、新たに受講生とすることはできますか。 8
- Q3-10: 教育委員会や学校からの推薦があれば、選抜をしなくても受講生にすることができます

か。	8
Q 3-11 : 募集要項の留意事項に「実施機関に所属する児童生徒を受講生として受け入れる場合、自機関の生徒の比率が1/3以上とならないよう留意すること。」とありますが、「自機関に所属する」とは具体的にどのようなことですか。	8
4. 育成プログラム	
Q 4-1 : 「科学技術イノベーションを牽引する次世代の傑出した人材」の育成を目指した「体系的な育成プログラム」とはどのようなものですか。	8
Q 4-2 : 育てたい人材像について、募集要項に例示されている「グローバルに活躍する科学技術人材(研究者等)」「データサイエンス等の特定の分野で活躍する高度専門人材」「地域課題解決や地方創生等地域で活躍する人材」から選択しなくてははいけませんか。	9
Q 4-3 : 「個に応じた」才能育成プランとは、具体的に何をさしますか。	9
Q 4-4 : 育成プログラムの実施について、どのような形態が考えられますか。	9
Q 4-5 : 各応募型の活動イメージを教えてください。	10
Q 4-6 : 小中高型について、小中学生と高校生をすべて同じプログラム構成とすることは可能ですか。	11
Q 4-7 : 小中高型について、第一段階を充実させるため、例えば第一段階が4年間、第二段階が半年間の育成プログラムを計画しても問題ありませんか。	11
Q 4-8 : メンターの研修・勉強会はどの程度の内容、期間を想定していますか。	11
Q 4-9 : 教員対象の研修的な取組を含むことは可能ですか。	11
Q 4-10 : 受講生の探究活動に係る海外でのフィールドワークや、海外の理数先進校等との研鑽・交流を目的とした海外渡航等の取組を含むことは可能ですか。	11
Q 4-11 : 受講生の所属校で実施している課題研究等のテーマを、そのまま「個に応じた」才能育成プランの内容とすることは可能ですか。	11
Q 4-12 : 実施機関で継続的に行われてきた研究や過去に先輩受講生が行っていた研究を引き継ぎ、新たに選抜された受講生の研究テーマとすることは可能ですか。	12
Q 4-13 : 本プログラムで開発した育成プログラムを有料サービスとして提供することは可能ですか。	12
5. 実施体制	
Q 5-1 : コーディネータに求められる役割は何ですか。	12
Q 5-2 : 過去にGSCをⅡ期8年実施した実績のある機関が高校型に応募する際の要件である「共同機関を設置し、将来的に実施機関として新規応募することを含めた自立的な取組の継続に向けた支援」とはどのようなことですか。	12
6. 経費	
Q 6-1 : 取組の一環として、海外からの研究者や大学院生などの留学生の活用を検討しています。謝金、旅費、滞在費の計上は可能ですか。	13
Q 6-2 : 海外の理数先進校等の生徒を招聘する場合、旅費や滞在費の計上はできますか。 ...	13
Q 6-3 : 海外から研究者を招聘する場合、本企画以外の用務を行うことはできますか。	13
Q 6-4 : 受講生の所属校等の教員と一緒にフィールドワークや学会発表、海外渡航等を行う場合、教員の旅費の計上は可能ですか。	13
Q 6-5 : コーディネータについて、人選や手続き等の関係で雇用が遅れた場合、支出しなかった人件費を他の費目へ流用することは可能ですか。	13
Q 6-6 : 年間を通してフルタイムでコーディネータ、サブコーディネータや事務補助員を雇用することは可能ですか。	13
Q 6-7 : 人件費に執行限度額はありますか。	13

Q 6 - 8 : 受講生が論文を投稿する場合、論文投稿料や英文校閲料については、計上できますか。	14
Q 6 - 9 : 受講生が創出した発明の特許出願経費を直接経費で支出することができますか。...	14
Q 6 - 10 : 学会参加に関する費用（参加費、予稿集代、年会費）について、直接経費から支出することは可能ですか。.....	14
Q 6 - 11 : 受講生に対して参加賞を授与することはできますか。.....	14
Q 6 - 12 : 受講生が利用することを目的とした PC 等の購入・リースは可能ですか。.....	14
7. その他	
Q 7 - 1 : 新規採択機関は、実施協定をいつから締結できますか。.....	15
Q 7 - 2 : 企画の一部を外部の機関に委託することは可能ですか。.....	15
Q 7 - 3 : 修了生への追跡調査は具体的にどのような内容を行えば良いでしょうか。.....	15
Q 7 - 4 : 修了生との関係維持のためには、具体的にどのようなことが考えられますか。.....	15

1. 趣旨

Q 1-1：グローバルサイエンスキャンパス（GSC）、ジュニアドクター育成塾との違いは何ですか。

A：主な違いは以下の通りです。

- ・小中高校生を対象とした、長期的かつシームレスな育成プログラムを実施する「小中大型」が新たに設けられました。小中学生の標準的な育成期間を5年間とし、複数段階の選抜、広範な基盤知識の獲得と探究活動の適性を判断のうえ長期的・発展的な探究活動を実施していただきます。
- ・高校生を対象とした、GSCの後継的な位置づけである「高校型」については、支援期間が4年から5年に延長されました。また、GSCでは「応募できる機関」に含まれなかった高等専門学校、科学館、博物館、公益法人、NPO法人、民間事業者が応募可能となりました。
- ・小中学生を対象とした、ジュニアドクター育成塾の後継的な位置づけである「小中型」については、ジュニアドクターと比較して特筆すべき違いはありません。
具体的な要件等については募集要項をご確認ください。

Q 1-2：令和5年度企画提案募集からの変更点は何ですか。

A：要件等について大きな変更はありません。

令和6年度の採択予定件数などについては募集要項をご確認ください。

2. 企画応募

Q 2-1：児童生徒対象の人材育成を目的とした補助金や委託金を受ける予定ですが、次世代科学技術チャレンジプログラムへの応募は可能ですか。

A：可能です。

ただし、当該補助事業・委託事業等と本事業との間で、企画や経費が適切に切り分けられていることが条件となります。一方、国立大学法人における運営費交付金等、一定の裁量の中で自由に使用できる補助金や自己資金等については、合算使用することが可能です。

Q 2-2：他機関と連携する場合、共同機関とする必要がありますか。

A：必要ありません。

共同機関は、企画の立案から実施までの多くの要件を満たすことを条件に、経費の執行が認められる機関となります。経費を執行する必要がない場合や、要件を満たすことが出来ない場合は、連携機関としてください。

Q 2-3：企画実施期間の途中で、企画提案書に記載した予算額を変更することは可能ですか。

A：可能です。

提案書に記載する各年度の予算は、各年度において必要な予算額を自由に設定することができます。

ただし、各年度における実際の予算額は、原則として提案書に記載した各年度の予算額が上限です。

Q 2-4：募集要項に「小中高型のみ、各年度における支援金額の上限を超えた金額を計上して提案することができる」とありますが、具体的にいくらまで計上できますか。

A：年度あたり 1,000 万円の増を上限としてください。

ただし、支援期間 5 年間で累計 2 億円（4,000 万円×5 年間）を超えて計上することはできませんのでご注意ください。

例えば、初年度：4,000 万円、2 年度目：5,000 万円、3 年度目：5,000 万円、4 年度目：3,000 万円、5 年度目：3,000 万円とするなど、各年度で受け入れる受講生数の計画等を勘案し、適切な予算額を設定してください。

Q 2-5：一つの機関が、ある企画の「実施機関」と他の企画の「連携機関」を兼ねるなど、二つの企画に参画することは可能ですか。

A：ある企画の「実施機関」もしくは「共同機関」が、他の企画の「連携機関」を兼ねることは可能です。ただし、当該企画の実施・運営に支障をきたさないことが前提です。

一方、ある企画の「実施機関」もしくは「共同機関」が、他の企画の「共同機関」として参画することは、同一事業における複数の実施協定締結（重複契約）となるため、不可とします。

Q 2-6：一つの機関が、複数の企画の「共同機関」として応募することはできますか。

A：できません。

Q 2-7：育成プログラムを提供している企業等が応募することは可能ですか。

A：法人格を有し、営利目的で本事業を実施しない場合に限り可能です。

ただし、本事業の趣旨に合致した育成プログラムの開発を目的の一つとしているため、既に開発されたプログラムを実施するだけでなく、それを生かし、より発展的・挑戦的なプログラムを開発することが必要です。また、本事業で開発された育成プログラムは非営利での提供が前提となります。

なお、育成プログラムの一部に既存サービスを活用することは可能ですが、プロモーションを目的とすることはできません。

Q 2-8：所属機関において実施している研究倫理教育プログラムの内容に要件はありますか。

A：ありません。

Q 2-9：「ジュニアドクター育成塾」「GSC」の令和 6 年度実施機関が小中高型に応募する場合、実施中のプログラムを終了しなければいけませんか。

A：応募にあたって既存事業を終了する必要はありません。

ただし、小中高型に採択された場合は、令和 6 年度の「GSC」及び「ジュニアドクター育成塾」の企画を終了し、本事業の小中高型に取組や実施協定を一本化する必要があります。

なお、令和6年度に既存事業で執行済みの経費については、その事業の予算にて支弁可能です。費用を執行可能な期間等の具体的な内容については、本事業の採択決定時期や実施協定締結のタイミング、既存事業の予算執行状況や受講生の募集・受け入れ状況等を勘案し、採択後にJSTと協議のうえ決定していただきます。

Q2-10：小中高型に採択され、令和6年度に実施中の「GSC」「ジュニアドクター育成塾」を終了する場合、既に受け入れている受講生はどう扱えばいいですか。

A：受講生が継続して活動できるように配慮してください。

本事業の受講生として受け入れる場合は、プログラム内容に照らして適切に支援してください。具体的な手続き等は採択後にJSTにご相談ください。

Q2-11：令和6年度に本事業の「小中型」に採択された場合、令和7年度に「高校型」もしくは「小中高型」に応募することはできますか。

A：1機関につき応募・実施できるのは1件（1つの応募型）であるため、令和7年度に「高校型」に応募することはできません。一方、「小中高型」については応募可能です。ただし、採択された際には「小中型」の企画を終了し、「小中高型」の企画に一本化していただく必要があります。

令和6年度に「高校型」に採択された場合も同様に、令和7年度においては「小中型」への応募は不可、「小中高型」への応募は可能です。

3. 受講生の募集・選抜

Q3-1：すべての応募者を「分け隔てなく扱い選抜する」とは、どのようなことですか。

A：応募者を公平に受け入れ、選抜基準に従って客観的・多角的に評価し選抜することだと考えられます。応募者の所属校や性別などの属性で応募の機会を制限せず、多くの応募者に機会を付与するようにしてください。

また、公募のほか、教育委員会からの推薦ルートなど複数の選抜ルートを設定することは、多様な受講生を集める観点から有効と考えますが、すべての選抜ルートにおいて明確な選抜基準を設定するようにしてください。

Q3-2：初年度においても、40名程度の規模の受講生の募集が必要ですか。

A：必要です。

なお、小中高型については、各年度で受け入れる受講生数を可変としているため、初年度の受け入れ人数が40名未満となっても構いません。ただし、支援期間5年間の累計受け入れ人数が200名以上となるよう計画してください。

Q 3 - 3 : 支援期間5年間で、累計200名より多くの受講生を受け入れることは可能ですか。

A : 可能です。

募集要項で示している受講生数の要件はあくまで下限の人数です。

Q 3 - 4 : 同一年度に2回以上の受講生募集を行うことは可能ですか。

A : 可能です。

ただし、時期をずらして段階的に募集を行うことが育成プログラムの推進に効果的であり、受講生募集時期や頻度を含め、予め企画提案で計画されていることが必要です。なお、募集定員に充足しない場合における追加募集等は提案企画に基づいていないことから原則として認められません。

Q 3 - 5 : 一次選抜にあたって、書面や面接での審査だけでなく、応募者に講義・実習等を実施したうえで選抜することは可能ですか。

A : 可能です。

選抜のために必要な取組については、直接経費として計上できます。

本事業において、一次選抜前の児童生徒の活動は育成プログラムの活動として認められませんが、一次選抜時に応募者が何らかの活動を行い、それを評価し、選抜を行うことは可能です。その際の選抜に関わる実施機関の活動費を本プログラムの活動費として計上することは可能です。ただし、この段階に参加する児童生徒の旅費は認められません。

Q 3 - 6 : 受講生を募集する際に、対象とする児童生徒の学校段階を限定することはできますか。

A : 原則としてできません。

各応募型の対象範囲で、多くの生徒に機会を提供できるよう、はじめから対象を絞らずに幅広く募集するよう努めてください。特に、募集にあたって中学校3年生や高校3年生を対象から除外しないよう配慮してください。

小中高型については、各年度における受け入れ受講生数を可変としていますが、各年度での活動人数や5年間の累計受け入れ人数、学年段階及びプログラムサイクルの枠組みを越えた学び合い・共学の機会提供、企画全体のバランス、募集にあたって協力・連携する関係者との調整等を踏まえ、適切な募集計画を立案してください。

Q 3 - 7 : 第二段階に進めなかった受講生が、再び第一段階の活動を行うことはできますか。

A : できません。

多くの児童生徒に受講機会を提供するため、第一段階の育成プログラムを同じ受講生が再度、無条件で同じ機関の第一段階の育成プログラムを受けることはできません。

第二段階に進めなかった受講生には、今後の活動に生かせるよう評価をフィードバックするとともに、講演会の案内や第二段階のテキストを公開するなど、フォローやケアに努めてください。

Q 3－8：他の実施機関の企画に参加している受講生を、新たに受講生とすることはできますか。

A：できません。

受講生が複数の企画に同時並行で参加（二重在籍）することは、受講生の活動が分散され期待する成果が上がりにくいと考えため、不可とします。受講生を受け入れる際は、募集要項への記載等により上記の旨を周知徹底し、二重在籍がないよう管理を徹底するようお願いいたします。

Q 3－9：他の実施機関に所属実績のあった受講生を、新たに受講生とすることはできますか。

A：可能です。

ただし、他の実施機関で育成実績のあった受講生に対しても他の応募者と同等に扱い、一次選抜を行ってください。

Q 3－10：教育委員会や学校からの推薦があれば、選抜をしなくても受講生にすることができますか。

A：できません。

ただし、教育委員会や高校と実施機関が、あらかじめ受講生の選抜基準を取り決めておき、その選抜基準に基づく判定を経た推薦であれば、実施機関としての選抜を実施せずとも受講生とすることは可能です。

Q 3－11：募集要項の留意事項に「実施機関に所属する児童生徒を受講生として受け入れる場合、自機関の生徒の比率が1／3以上とならないよう留意すること。」とありますが、「自機関に所属する」とは具体的にどのようなことですか。

A：実施機関が高等専門学校の場合、その高等専門学校に通う生徒のことを指します。実施機関が大学の場合は、附属小学校・中学校・高校の生徒のことを指します。

4. 育成プログラム

Q 4－1：「科学技術イノベーションを牽引する次世代の傑出した人材」の育成を目指した「体系的な育成プログラム」とはどのようなものですか。

A：特定の学術分野や技術だけを深化するだけではなく、立場や考え方の違う人との議論等を通じたコミュニケーション能力、社会の課題を見つけて、多面的な視点で考察する広い視野等を有する骨太な人材を育成するために効果的・多様な取組を有機的に構成した育成プログラムです。前掲の能力は、一つの取組で形成されるようなものではありません。スポット的な活動の寄せ集めではなく、各取組を有機的につなげて効果を最大限発揮させることが必要と考えられます。

Q 4 - 2 : 育てたい人材像について、募集要項に例示されている「グローバルに活躍する科学技術人材（研究者等）」「データサイエンス等の特定の分野で活躍する高度専門人材」「地域課題解決や地方創生等地域で活躍する人材」から選択しなくてははいけませんか。

A : 育てたい人材像は、「科学技術イノベーションを牽引する次世代の傑出した人材」の育成という本事業の趣旨、実施機関の強みや地域の特性等を踏まえて各応募機関が設定してください。募集要項における例示の中から選択する必要はありません。

なお、取組内容についても、STEAM 教育等の領域横断的な学習、アントレプレナーシップ教育、国際性の付与等の取組を必ずしも全て盛り込む必要はありません。育てたい人材像に照応する適切な育成プログラムを設計してください。

Q 4 - 3 : 「個に応じた」才能育成プランとは、具体的に何をさしますか。

A : 受講生の幅広い興味関心・意欲・能力に対応するための、個々の受講生の能力を伸長させることを目的とした個別の取組（計画）をさします。受講生の科学的探究能力を最大限伸ばしていく観点から、個々の受講生の特性や志向に応じた実施計画を有するものとしてください。

例えば、始めから極めて意欲・能力が高く研究意欲の旺盛な受講生や、特定の分野・テーマに強い興味・関心を有している受講生、理系の才能には秀でているが研究実績のない受講生等、多様な受講生の存在を想定し、個々の受講生の特性に応じて、育てたい人材像を実現していく観点から、それぞれの受講生の才能を伸ばしていくための個別的な対応が該当します。

Q 4 - 4 : 育成プログラムの実施について、どのような形態が考えられますか。

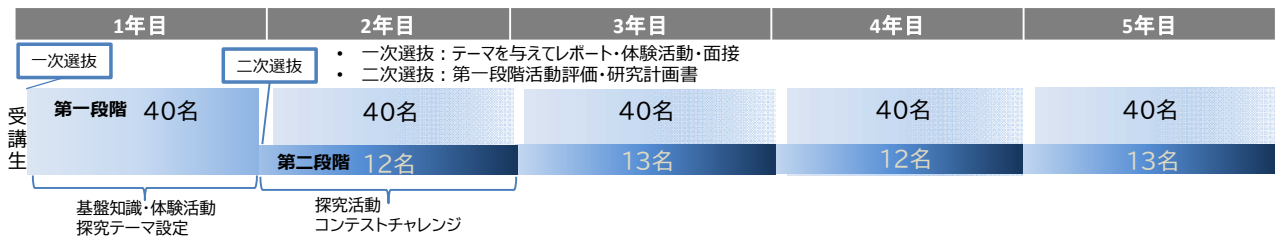
A : 育てたい人材像など、企画の目的によって効果的な育成プログラムの形態が大きく異なるため、多様な形態が想定されます。企画の目的を踏まえ、探究活動を中心にして講義や実習を実施する多様性への対応や「個に応じた」才能育成の視点から、特色があり効果的な企画を提案してください。

Q 4-5 : 各応募型の活動イメージを教えてください。

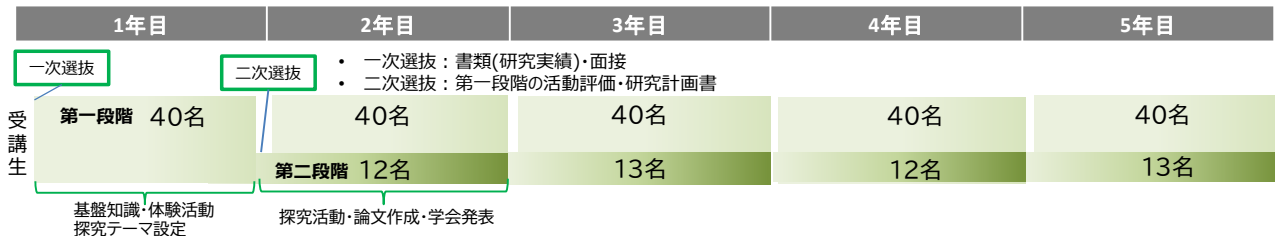
A : 以下に各応募型の支援期間5年間における活動サイクルイメージを一例として示します。

なお、このイメージはあくまで例示であり、応募機関や地域の特徴、育てたい人材像や才能育成プランに応じて、募集要項で定義している要件の範囲で自由に設計してください。

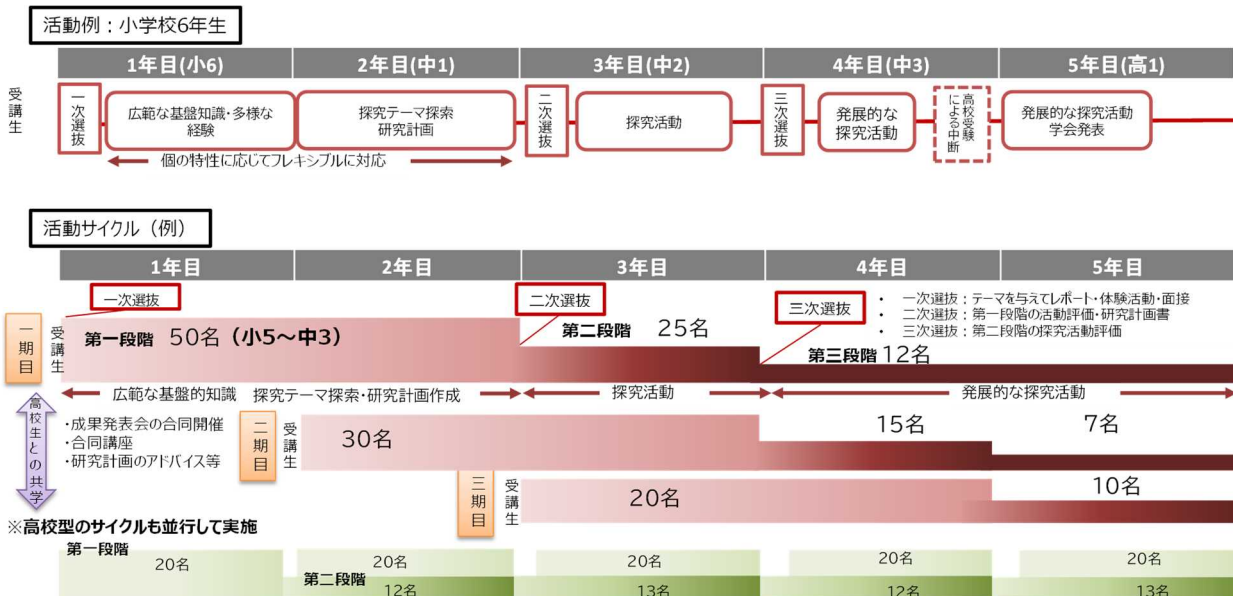
<小中型>



<高校型>



<小中高型>



Q 4-6：小中高型について、小中学生と高校生をすべて同じプログラム構成とすることは可能ですか。

A：可能です。

育てたい人材像や分野の特性等を踏まえ、受講生の発達段階を十分に配慮したうえで、適切なプログラム構成としてください。

Q 4-7：小中高型について、第一段階を充実させるため、例えば第一段階が4年間、第二段階が半年間の育成プログラムを計画しても問題ありませんか。

A：事業趣旨に照らし、第二段階以降の育成期間を十分に確保してください。小中高型において長期で受け入れる小中学生については、第一段階を最長2年程度とし、第二段階における活動期間をおおむね1年以上は確保するようにしてください。

Q 4-8：メンターの研修・勉強会はどの程度の内容、期間を想定していますか。

A：企画趣旨や育てたい人材像の理解、受講生のロールモデルとしての自覚、目標達成に向けたサポート方法、コミュニケーションスキル、想定されるケースでの対処方法を学習するなど、研修内容はメンターの役割によって異なると考えられます。研修・勉強会の内容及び期間については合理的な理由に基づいて設定される必要があります。

Q 4-9：教員対象の研修的な取組を含むことは可能ですか。

A：条件付きで可能です。

企画における受講生の意欲・能力水準の向上に直接資する取組は可能です。例えば、受講生の進める課題研究を学校でサポートするために、受講生が所属する学校の教員に対し当該研究の専門知識を教授するなどの内容が考えられます。受講生の育成プログラムに対して、高校等の学校教員が指導者としての参加や育成プログラム立案に関与する等の参画自体は推奨します。

Q 4-10：受講生の探究活動に係る海外でのフィールドワークや、海外の理数先進校等との研鑽・交流を目的とした海外渡航等の取組を含むことは可能ですか。

A：可能です。

ただし、海外渡航等の目的が育成プログラムで明確に位置づけられていることが必要です。単なる科学体験や児童生徒交流等を目的とすることはできません。

Q 4-11：受講生の所属校で実施している課題研究等のテーマを、そのまま「個に応じた」才能育成プランの内容とすることは可能ですか。

A：できません。

ただし、研究内容が明確に切り分けられていれば、同様のテーマを設定することは可能です。

Q 4-12：実施機関で継続的に行われてきた研究や過去に先輩受講生が行っていた研究を引き継ぎ、新たに選抜された受講生の研究テーマとすることは可能ですか。

A：可能です。

ただし、新たに選抜された受講生がその研究を主体的に選ぶことと、「過去の研究成果」と「受講生自らが行う研究」を明確に区別することに留意してください。

Q 4-13：本プログラムで開発した育成プログラムを有料サービスとして提供することは可能ですか。

A：営利目的で提供することはできません。

ただし、本プログラムは成果を公開し、その効果を普及・展開していくことを前提としています。支援期間終了後等の成果の普及・展開事例については、個別にJSTまでお問い合わせください。

5. 実施体制

Q 5-1：コーディネータに求められる役割は何ですか。

A：企画全体を効果的かつ効率的に運営することです。

例えば、実施機関内における実施体制の構築・維持に係る調整や運用、連携機関のノウハウの効果的な結集、受講生・修了生の状況把握やサポート、受講生の研究テーマに対する研究室とのマッチング、メンターの管理や指導、企画の改善に向けた情報収集や効果検証と課題把握・反映など、企画全体に関する様々な業務に携わることが必要です。

なお、「ジュニアドクター育成塾」における「シニアメンター」の役割については、本事業においては、コーディネータの役割に包括されます。

Q 5-2：過去にGSCをⅡ期8年実施した実績のある機関が高校型に応募する際の要件である「共同機関を設置し、将来的に実施機関として新規応募することを含めた自立的な取組の継続に向けた支援」とはどのようなことですか。

A：実施機関がこれまでの取組で得られた経験やノウハウを共同機関に共有するとともに、予算を配分し、共同機関における実施体制の整備や、プログラム設計についても検討してください。また、支援期間終了後における自立的な取組の継続に向けた具体的な計画立案も行ってください。

共同機関においては、以下の取組が望まれます。

- ・共同機関内に事務局やサブコーディネータ等を設置し、自立的な取組実施に向けた体制整備を行う。
- ・第一段階への参画だけでなく、第二段階で探究活動を行う受講生を受け入れる。
- ・必要に応じて、実施機関と共同機関の間で連携協定等を締結する。
- ・支援期間終了後の取組継続に向けて、運営体制、他の取組との接続、民間資金を活用する等の資金計画、本事業への実施機関としての新規応募など具体的な準備を進める。

6. 経費

Q 6-1：取組の一環として、海外からの研究者や大学院生などの留学生の活用を検討しています。謝金、旅費、滞在費の計上は可能ですか。

A：可能です。

企画のために講演や研究協力をした場合に対価として謝金を計上することが可能です。また、企画のために招聘する場合に旅費や滞在費を計上することが可能です。

Q 6-2：海外の理数先進校等の生徒を招聘する場合、旅費や滞在費の計上はできますか。

A：できません。

本プログラムでは、海外からの高校生等の受入に係る費用については、先方負担もしくは自己資金等で支弁することを想定しています。

Q 6-3：海外から研究者を招聘する場合、本企画以外の用務を行うことはできますか。

A：原則としてできません。

ただし、本用務と他用務にかかる経費を適切に切り分けができれば可能です。

Q 6-4：受講生の所属校等の教員と一緒にフィールドワークや学会発表、海外渡航等を行う場合、教員の旅費の計上は可能ですか。

A：条件付きで可能です。

高校教員が専門性を有しており、当該教員の参加が育成プログラムの実施に直接的に資することが明確である場合は可能です。一方、単なる生徒引率や教員研修等を目的とする場合は認められません。なお、親族はいかなる場合においても、引率としての費用の計上はできません。

Q 6-5：コーディネータについて、人選や手続き等の関係で雇用が遅れた場合、支出しなかった人件費を他の費目へ流用することは可能ですか。

A：可能です。

Q 6-6：年間を通してフルタイムでコーディネータ、サブコーディネータや事務補助員を雇用することは可能ですか。

A：可能です。

ただし、企画以外の業務（コーディネータ自身の研究活動や運営にかかる業務等）に一部従事する場合は、当該時間帯について経費を計上することはできませんので、人件費を適切に按分して計上する必要があります。

Q 6-7：人件費に執行限度額はありますか。

A：ありません。

事業趣旨等を踏まえ、企画全体として適切な予算編成としてください。

Q 6－8：受講生が論文を投稿する場合、論文投稿料や英文校閲料については、計上できますか。

A：可能です。

受講生が育成プログラム実施において創出した成果を発表するための費用については、直接経費にて計上することができます。

Q 6－9：受講生が創出した発明の特許出願経費を直接経費で支出することができますか。

A：できません。

特許出願経費など、実施機関や個人の権利となるような経費については、直接経費での計上はできません。

Q 6－10：学会参加に関する費用（参加費、予稿集代、年会費）について、直接経費から支出することは可能ですか。

A：可能です。

受講生の研究成果や企画の取組成果などに直接必要な学会参加に関する費用の場合は、「参加費（登録費）」および「予稿集代」の支出が可能です。

なお、「年会費」については、個人等の権利となるため原則として支出は認められませんが、研究の成果に係る論文の発表のために新たに当該学会への加入が必須である場合などには、例外として直接経費からの支出を認める場合があります。事前に JST にご相談ください。

Q 6－11：受講生に対して参加賞を授与することはできますか。

A：原則としてできません。

参加賞として、図書カード等、金券類を JST 負担費用にて購入して授与することは認められません。また、単なる記念品も認められません。ただし、受講生のモチベーション向上や取組の広報・PR 効果等を期待したノベルティグッズなどについては認められる場合がありますので、事前に JST にご相談ください。本プログラムが国費を財源としていることに鑑み、対象品、金額および配付者数等については適切にご判断ください。

Q 6－12：受講生が利用することを目的としたPC等の購入・リースは可能ですか。

A：可能です。

ただし、受講生が所有する PC 等を使用することが原則です。

企画において、受講生の PC 等の利用を計画する場合、受講生が個人または家庭で所有する PC、もしくは受講生の在学校在学が所有する PC を活用することを前提としてください。

購入・リースにあたっては、事前に JST にご相談ください。

7. その他

Q 7-1：新規採択機関は、実施協定をいつから締結できますか。

A：6月上旬を予定しています。

実施協定の締結は、全体計画書、業務計画書を提出が提出され、JSTによる承認を経てからとなりますので、提出・承認の時期によっては、契約開始日が遅くなる場合があります。

Q 7-2：企画の一部を外部の機関に委託することは可能ですか。

A：原則としてできません。

Q 7-3：修了生への追跡調査は具体的にどのような内容を行えば良いでしょうか。

A：修了生への追跡調査については学内での体制と実施時期、下記の調査項目を企画当初から検討し、企画実施期間終了後も引き続き実施するよう努めてください。また調査記録を残すように計画してください。具体的には、以下のような調査内容、調査頻度が想定されます。

<調査内容>

・進学情報

進学状況（学校名、専攻（学部））

大学院進学状況（大学院名、修士・博士課程、専攻）

・就職情報

就職先、職種

現在の研究分野、研究成果

・海外経験（留学・勤務情報）

<調査頻度>

・おおむね3年に1回以上

・修了生が最終学歴を卒業し、就職等で社会人になるまで

Q 7-4：修了生との関係維持のためには、具体的にどのようなことが考えられますか。

A：一般的には、後輩の指導者として修了生を登用することやSNSの活用などが挙げられます。受講生をサポートするTAやメンターとして修了生が育成プログラムの実施に携わることは、修了生が受講生にとって身近なロールモデルとしての役割を果たすことが期待できると考えられるため、推奨します。

以上